People's Bank

おきぎん 事業承継セミナ

@沖縄銀行

The Bank of Okinawa, Ltd

2018年 8月

14:00~16:00

那覇・浦添2会場 にて開催!!

【全会場共通】14:00~16:00(13:30より受付)

開催場所	日 時	会	場
浦 添 市	8 月 7 日 (火)	P'sSQUARE(ピーズスクエア)5階会議室	浦添市西原2-4-1
那覇市	8月14日(火)	産業支援センター 1階ホール	那覇市字小禄1831番地1

[講師]税理士法人エヌズ代表社員・税理士 野原 雅彦 様

セミナー内容

大きく変わる事業承継!!「事業承継税制」改正について

平成30年度税制改正において、事業承継時の贈与税・相続税の納税を猶予する「事業承継税制」が大きく改 <u>正され、10年間限定の特例措置</u>が設けられました。今回の改正では、雇用要件の緩和をはじめ、対象株式 割合の制限撤廃、複数対象者への適用、相続税の猶予割合100%等、これまでの要件や対象などが大幅に 緩和されました。本セミナーでは、税制改正のメリットを受ける条件や、大幅減免のメリット・デメリットについて 説明致します。また、最新の事業承継事例(M&A・従業員承継等)についても詳しく解説致します!!

《事業承継税制改正のポイント》

事業承継時の 納税がゼロ!!

10年間の 特例措置 H30年1月~H39年12月 納税猶予の 対象株式 100%

複数人への 承継が可能 雇用維持 要件緩和

承継計画が必要 (認定支援機関 の関与が必修)

《セミナー内容》

- ・画期的でも万能ではない!! 特例事業承継税制の概要と留意点
- •特例事業承継税制の適用を受けるための要件
- 特例事業承継税制と併せて行うべき対策とは!!
- ·最新の事業承継事例(M&A·従業員承継等)
- •個別相談(要予約)

お申込み方法は裏面をご覧ください。

おきぎん事業承継セミナー

開催場所	日 時	슾	場
浦 添 市	8 月 7 日 (火)	P'sSQUARE(ピーズスクエア)5階会議室	浦添市西原2-4-1
那覇市	8月14日(火)	産業支援センター 1階ホール	那覇市字小禄1831番地1

【開催時間】 14:00~16:00 (13:30より受付)

999999	100	17	
お	m	- A	L
ദാ	+	1/	UT

FAXまたはメールにてお申込み下さい。

FAX 098-860-4899

x—JL sien01@okinawa-hank co in

		, 9, 11, 13, 11, 9		
参加会場	□ 浦添市 :8/7((火) □	那覇市 : 8 / 1 4 (火)	
貴社名				
部署・お役職		ご参加者名	様 他 <u>名</u>	
住 所	T			
電話番号	□携帯電話		□会社	
メール	@			
ご関心があるものを選 択して下さい。	□事業承継について考えたい □自社の譲渡を考えたい □他社の買収を考えたい			
無料個別相談について	□個別相談を申し込む。			

【個人情報の取り扱いについて】

※個人情報の取り扱いにつきまして、本申込書にご記入いただきました個人情報は、申込みに関する受付管理事務等に利用致します。

その他の利用でご迷惑をお掛けすることはございません。

備考欄:沖縄銀行

■お問合せ先■

沖縄銀行 法人事業部 地域活性化グループ 「事業承継セミナー事務局」 【担当:糸村】

T = L098-869-1266 FAX098-860-4899

